

3) Aún en la época de lluvia se presenta un período de interrupción (canícula) de aproximadamente un mes, por lo que la escasez de agua es frecuente.

4) Dentro de la política del Gobierno de Honduras es un tema de prioridad el incremento de la producción en la época seca.

5) Para ampliar área de riego en el país, se ha programado la construcción de sistema de riego en los Ríos Choluteca, Nacaome y Valle de Jesús de Otoro, Quimistan, etc. Sin embargo, en los proyectos ya construidos no se ha podido regar el área inicialmente planeada, tanto por falta de normas de diseño y construcción de sistema de riego, con parámetros locales así como por falta de tecnología agrícola para riego.

6) En Honduras el área potencialmente regable para riego es de aproximadamente 400,000 has., pero hasta el momento solo cuenta con 72,000 has. con sistema de riego (18 %).

7) Debido a la limitación presupuestaria y tecnológica es difícil por el momento, que el Gobierno de Honduras construya sistemas de riego a gran escala por su cuenta. Sin embargo, existe un gran interés en desarrollar sistemas de riego a pequeña escala de bajo costo, por lo que espera obtener ampliación de áreas regables en pequeña escala, al desarrollar la tecnología de riego apropiada a este país.

3. El Estado Actual de Honduras para la Ejecución del Proyecto de Cooperación

1) Actualmente el CEDA está ofreciendo cursos de capacitación de acuerdo con su propia programación anual.

2) Para la ejecución del Proyecto, se tiene previsto la ampliación dentro del CEDA el Departamento de Investigación.

II PLAN BASICO POR PARTE DE JAPON PARA LA COOPERACION (propuesta)

1. Política Básica de Cooperación

El Gobierno de Honduras desea asegurar la tecnología de agricultura bajo riego, con el objeto de incrementar la producción agrícola. Ya que esta cooperación técnica (tipo proyecto) es 5 años de un período limitado, por lo cual, es necesario enmarcar el plan de cooperación dentro del período para elevar el rendimiento del proyecto. Para lograr lo anterior en el presente proyecto se establece como meta la formación de técnicos del CEDA que puedan elaborar normas con parámetros locales de planificación y de diseño para sistemas de riego y drenaje.

El presente Proyecto tiene como finalidad aprovechar y desarrollar aun más los resultados del Proyecto CEDA, que

finalizó la cooperación técnica el año recién pasado.

2. **Objetivo Final**

En el presente proyecto se establece como objetivo final el construir y administrar sistemas de riego de manera eficiente elaborando normas de riego y drenaje que estén de acuerdo con la situación real de Honduras.

3. **Objetivo del Proyecto**

Establecer como objetivo la formación de técnicos que puedan elaborar normas con parámetros locales de planificación y diseño con parámetros locales para las obras de sistemas de riego en Honduras.

4. **Alcance de la Cooperación Técnica**

1) Transferir tecnología sobre los métodos para determinar algunos parámetros locales, necesarios para planificar y diseñar sistemas de riego y drenaje, que estén de acuerdo con la situación real de Honduras.

2) Lo anterior incluirá la estimación de volúmenes de agua requeridos en la parcela, planificación y diseño de canales bocatoma, fuentes de agua, para la instalación de sistemas de riego.

5. **Programa de Actividades**

Para alcanzar el objetivo del presente proyecto, se llevarán a cabo junto con los contrapartes, quienes se capacitarán, las siguientes actividades:

1) Recolectar y ordenar información relacionada con las normas de riego y drenaje en general.

2) Enseñar los métodos para la utilización de los datos obtenidos de las observaciones hidrológicas y meteorológicas para elaborar las normas.

3) Enseñar los métodos de elaborar normas, realizando experimentos o investigaciones bajo condiciones de laboratorio o de campo en el CEDA o en instalaciones de riego regionales de Honduras.

4) Verificar en caso de ser necesario, las normas construyendo modelos de sistema de riego modificando uno ya existente. Los costos de la construcción o de la modificación serán por cuenta del Gobierno de Honduras.

5) Los contrapartes divulgarán la tecnología para elaborar las normas para riego y drenaje y los resultados e intercambiarán la información, dando seminarios, cursos, etc., por su propia iniciativa.

6. **Aportes del Japón**

Por parte de Japón se considera apropiado el envío de expertos, recepción de becarios y donación de equipo de la

manera siguiente:

1) Expertos a largo plazo

(1) Líder

(2) Coordinador

(3) Riego y drenaje (Parcela, estructura ; 1 de cada especialidad)

2) Expertos a corto plazo

Enviar según la necesidad de 2 a 3 expertos por año.

3) Recepción de becarios

Aproximadamente de 2 a 3 por año.

4) Donación de equipo

Evitando el duplicar la donación de equipo con el ya donado en el proyecto anterior, si se necesita equipo para las actividades del presente proyecto, se analizará la posibilidad de donación del Japón. Se podrían considerar los siguientes:

(1) Equipos de laboratorio para pruebas y análisis de suelo y materiales (complementar laboratorios instalados en el Proyecto de CEDA)

(2) Computadoras para análisis y sus accesorios.

(3) Equipos de oficina (incluyendo para dibujo y para encuadernación)

(4) Vehículos para investigación y recolección de datos.

(5) Equipos de comunicación.

(6) Otros equipos necesarios.

7. Aportes de Honduras

El Gobierno de Honduras manifestó que se hará cargo de los gastos de contratación del personal contraparte, costos locales, etc., tales como los enumerados a continuación:

(1) La asignación de 2 o más contrapartes por parte de Honduras dedicados a tiempo completo, por cada experto.

(2) Los costos de operación para el funcionamiento del proyecto será a cargo del Gobierno de Honduras.

(3) La recolección de datos hidrológicos y meteorológicos necesarios para el estudio e investigación, con la participación de oficinas regionales cuando así sea requerido.

(4) Hacerse cargo del gasto que ocasionará la construcción de instalaciones para verificar los resultados obtenidos.

(5) Fortalecer la organización de CEDA para la recolección de datos, transferir las técnicas, divulgar los resultados.

8. Puntos a Considerar para la Ejecución de la Cooperación

Considerando la situación actual de Honduras y del Japón, la política de acción y cooperación por parte de Japón, será la siguiente:

1) En el presente proyecto no habrá cooperación para el

Departamento de Capacitación del Proyecto CEDA, ejecutado anteriormente.

2) El presente proyecto tiene como objetivo la formación de técnicos en riego y drenaje, bajo la dirección de los expertos, que puedan elaborar normas con parámetros locales de planificación y diseño de riego y drenaje.

3) El presente proyecto no tiene ninguna relación con los planes de capacitación a técnicos de otros países, actualmente en estudio por el gobierno de Honduras.

4) Como regla básica usar el equipo pesado, laboratorios y equipo de laboratorio que fueron donados anteriormente al Proyecto CEDA. La nueva donación se limitará a equipos que sean necesarios para la formación de investigadores, que no haya sido donados en el proyecto que concluyó en 1992. Sin embargo en caso de ser indispensable para el presente proyecto, la reposición de equipo existente será considerada.

5) El presente proyecto no contempla la instalación de red de datos de hidrología y meteorología.

6) No se construirán en el campo sistemas de riego. Sin embargo en caso de necesitarse se construirán modelos hidráulicos para obtener datos experimentales.

### III TEMAS QUE NECESITAN UN ESTUDIO DETENIDO

Sobre los puntos que a continuación se mencionan, es necesario la investigación por una misión de largo plazo.

1. Investigar la existencia de datos de hidrología, meteorología y análisis de suelo.
2. Conocer los principales problemas de los sistemas de riego existentes en el país, para priorizar los parámetros locales para el presente proyecto.
3. Identificar según los resultados del párrafo anterior, la especialidad de los expertos a corto plazo que se consideren necesarios.
4. De acuerdo con el programa de actividades del presente proyecto, elaborar en forma conjunta con el personal del CEDA el PDM (PROJECT DESIGN MATRIX).

テグシガルバ、ホンデュラス  
1993年10月20日

ホンデュラス国  
天然資源省 水資源局長  
Ing. ORLANDO AVILES 殿

国際協力事業団は「ホンデュラスかんがい排水技術開発計画」に関する貴国の協力要請を受け、要請の背景、問題点等を把握し、プロジェクト方式技術協力の実施可能性について検討を行うため、1993年10月14日から同年10月24日までの期間、石堂隆憲を団長とする事前調査団を貴国に派遣しました。

本調査団は、ホンデュラス滞在中、プロジェクトの実施機関である天然資源省水資源局をはじめとする関係機関と協議を行うとともにプロジェクト実施予定機関であるCEDA及びその周辺地域の農業事情をつぶさに視察した結果、本件プロジェクトに対する日本側の協力により、ホンデュラス側の上位計画及び目標達成に寄与できることから十分なプロジェクト効果が期待できることを確認しました。

私は調査団を代表し、本計画を効果的に実施するために必要な事項を別紙のとおりレターに取りまとめ、ここに提出します。帰国後、その内容を日本政府関係機関に対し報告することとします。

本調査の実施にあたり、ご協力を頂いた貴職及びホンデュラス政府関係各位に対し、調査団を代表して、心より感謝の意を表します。

T. Ishida

石堂隆憲  
国際協力事業団  
ホンデュラスかんがい排水  
技術開発計画  
事前調査団団長

## 1. 調査結果

### 1. 要請の背景

- 1) ホンデュラスの国家開発計画（1990年～1994年）のなかでは非伝統作物の多様化と食糧の安定供給を優先課題とし、特に農業生産向上のためにかんがいの普及を優先課題としている。
- 2) 当国における主要作物の自給率は低く、その向上のためにはまず、乾期におけるかんがい農業による農業生産技術の確立、普及が急務とされている。
- 3) これまでわが国から1983年7月から1992年6月までの9年間にわたって農業開発研修センター（Centro de Entrenamiento de Desarrollo Agricola: C E D A）に対し技術協力が実施され、指導的農業生産者・農業普及員・農業技術者に対するかんがい技術研修の充実のため、専門家派遣、機材供与、研修員の受け入れ等が行われた。
- 4) C E D Aプロジェクトとホンデュラス政府の努力により、当国のかんがい農業に対する認識、関心が高まりつつある。
- 5) しかしながら、当国においては未だかんがいの基準設定（「地域係数」）に関する手法が確立していないため、かんがい排水施設の整備及び管理にあたり妨げになっている。
- 6) このためホンデュラス政府は、既存のC E D A内の研修部門とは別に、研究部門を新設して組織の充実を計り、かんがい排水全体に関する計画・設計基準（「地域係数」）の策定の計画に対する協力を要請してきた。

### 2. ホンデュラスかんがい農業の現状及び問題点

- 1) 平坦な農地では大地主や企業による大規模農業が営まれているが、一般的農家は小規模で、山間の盆地や台地に集中している。
- 2) 当国の気候は乾期（11～4月）と雨期（5～10月）に区分され、乾期の有効雨量が殆んどなく、作物栽培は雨期に限定され、かんがい施設不備のために天水に頼っているのが現状である。
- 3) 雨期においても1ヶ月程度の降雨中断期（カニクラ）があり、水不足になる頻度が高い。
- 4) 当国の政策は、乾期における農業生産の増大が優先課題の一つとなっている。
- 5) 当国ではかんがい農業の拡大を図るため、 Cholteyca、Nacameca、ヘス・スオトロ盆地、キミスタン等でかんがい農業面積拡大計画を積極的に進めている。しかしながら、「地域係数」を使ったかんがい施設の設計基準がないこと及びかんがい農業の技術導入に不安があるため、計画された作付け面積の達成に至っていない。
- 6) 当国におけるかんがい可能面積は約400,000haであるが、現在までにかんがい施設が整備されている面積は72,000haにすぎない（18%）。

7) 今後もしばらくの間、予算や技術上の問題でホンデュラス政府独自の大規模かんがい施設の設置は困難であるが、建設費が少額ですむ小規模なかんがいに対する意欲が高く、当国に適したかんがい技術が開発・整備されることによって小規模なかんがい施設の普及が図られると予想される。

### 3. ホンデュラスの協力実施体制について

- 1) C E D Aでは、現在独自に策定した年間研修計画に基づき研修を実施している。
- 2) また、本プロジェクト実施のため、C E D Aの中に、新たに研究部門を拡張することとしている。

## II. 日本側協力の基本計画（案）

### 1. 協力の基本方針

ホンデュラス国は農業生産の拡大を目的として、かんがい農業技術の確立を望んでいる。プロジェクト方式技術協力は5年という限られた期間であることから協力効果を高めるためには、協力内容を特定する必要がある。このため、本プロジェクトではかんがい排水にかかる計画・設計基準（「地域係数」）を策定することができるC E D A技術者の養成を目標とする。

なお、本プロジェクトは昨年度技術協力が終了したC E D Aプロジェクトの成果を利用し、それを更に発展させるものである。

### 2. 上位目標

本プロジェクトでは、ホンデュラス国の実態にあったかんがい排水基準を策定することによりかんがい施設が効率的に整備及び管理されることを目標とする。

### 3. プロジェクト目標

かんがい事業のホンデュラス国における計画・設計基準を策定できる技術者を養成することを目標とする。

### 4. 技術協力の範囲

- 1) ホンデュラス国の実態に合わせて、かんがい排水施設を計画設計するために必要な各種「地域係数」を決定する手法を技術移転する。
- 2) その対象は、かんがい施設整備に必要な圃場における必要水分量の算定から用水路、取水堰、水源施設の計画・設計を含むものとする。

### 5. 活動計画

本プロジェクト目標達成のためには、カウンターパート（C/P）とともに下記の活動を行い、その実施を通してC/Pの能力向上を図る。

- 1) かんがい排水全般の基準にかかる情報収集と整理を行う。

- 2) 水文気象観測及び現地における実測調査から得られたデータを基準作成へ利用する方法について指導する。
- 3) 基準作成のための実験・調査を実験室、CEDA敷地内及び「ホ」国の現地施設で実施しながら、基準を作成する手法を指導する。
- 4) 必要が生じた場合、基準の草案を基に「ホ」国側負担によりモデル施設（現存施設の改良を含む）を作り、実証を行う。
- 5) C/Pに移転されたかんがい排水事業の基準作成技術及び成果について、C/P自らがセミナー等を開催し、広く普及と情報交換を図る。

#### 6. 日本側投入

日本側は下記の、専門家派遣、研修員受入れ、機材供与が妥当と考える。

- 1) 長期専門家
  - ① リーダー
  - ② 業務調整
  - ③ かんがい排水（圃場分野、施設分野各1名）
- 2) 短期専門家  
必要に応じ、2～3名/年派遣する。
- 3) 研修員の受入れ  
2～3名/年受入れる。
- 4) 機材供与  
前プロジェクトで供与されたものとの重複を避け、本プロジェクト活動に必要な機材があれば、日本側供与の可能性を検討する。具体的には下記のものが考えられる。
  - ① 土質、材料等試験用器具（CEDAプロジェクトで設置された実験室の充実）
  - ② 分析用コンピュータと周辺機器
  - ③ オフィス機器（製図・製本含む）
  - ④ データ収集のための調査用車両
  - ⑤ 通信機器
  - ⑥ その他必要とされる機材

#### 7. ホンデュラス側投入

ホンデュラス側は、下記の通りC/Pの配置、ローカルコスト等の負担をする旨、表明した。

- ① ホンデュラス側は各専門家に対し2名以上の専任C/Pを配属する。
- ② プロジェクト運営に係る運営費はホンデュラス側が負担する。
- ③ 各地方機関を含めて調査・研究に必要なデータ収集、調査を行う。
- ④ 成果を検証するための施設の建設に係る経費を負担する。
- ⑤ データ収集及び技術普及のためのC/P機関の組織化と成果の広報、普及活動を行う。



#### 8. 協力実施にあたっての留意事項

「ホ」国現状と日本側事情を考慮した結果、日本側活動協力方針は下記の通りとする。

- 1) 本プロジェクトでは、前CEDAプロジェクトで実施した研修部門への協力は行わない。
- 2) 本プロジェクトはかんがい排水技術者養成プロジェクトで、かんがい排水計画・設計基準（「地域係数」）を作成できるような技術者を、専門家の指導のもとに養成するものである。
- 3) 本プロジェクトは、ホンデュラスが検討している第3国研修とは関係がない。
- 4) 原則として既供与のCEDAプロジェクトの重機、実験室実験器具等を使用するものとし、新規供与機材は研究者養成上必要不可欠なもので、1992年に終了したプロジェクトで供与されていない機材に限定する。但し、本プロジェクトに必要な不可欠な既供与機材の更新は、この限りではない。
- 5) 水文気象データのネットワーク化は本プロジェクトでは行わない。
- 6) 水利施設を現地では施工しない。ただし、水理模型等実験データを得るための施設の施工は必要に応じて行う。

#### III. 今後更に調査が必要な事項

下記の事項につき、長期調査員による調査が必要である。

1. 水文気象観測データ、土壌分析データ等の存在を調査する。
2. ホンデュラス国における既存のかんがい施設の各種課題を把握し、本プロジェクトの対象となる「地域係数」を絞り込む。
3. 2. の結果により必要となると考えられる短期専門家の分野を概定する。
4. 本プロジェクトの活動計画を基にしてCEDAと共同してPDM (PROJECT DESIGN MATRIX) を作成する。

附属資料 4. 国家開発計画 (抜粋)

REPUBLIC OF HONDURAS

HONDURAS: STRATEGY FOR 1990-1994 INTEGRAL DEVELOPMENT

DOCUMENT PREPARED BY THE GOVERNMENT OF HONDURAS  
FOR THE CONSULTATIVE GROUP MEETING, PARIS, DECEMBER 5, 1990

Tegucigalpa, Honduras  
November, 1990.

## INDEX

I.	Global And Sectoral Diagnosis	3
	1 Retrospective Analysis	
	2 Recent Economic Developments	
II.	Strategic Guidelines for an Integral Development, 1990-94	8
	1 1990-91 Economic adjustment program	
	- Objectives and economical policy	
	2 Economic perspectives	
	- Macroeconomic goals	
	- Balance of payments' perspectives and financial requirements	
	3 The 1990-1994 Strategic Guidelines	
	- Productive sectors' strategic guidelines	
	- Infrastructure's strategic guidelines	
	- Local government development	
	- Environment and preservation of natural resources' strategic guidelines	
	- Technological development's strategic guidelines	
III.	Social Policy	24
	1 Global strategy	
	2 Social goals	
	3 Social emergency program	
IV.	Public Investment Trends And Perspectives	33
V.	Annexes	
	V.1 Social Situation Development	
	V.2 Environment and Development	

## I. GLOBAL AND SECTORAL DIAGNOSIS

### 1 Retrospective analysis

The Honduran economic performance during the latter years of the past decade was characterized by a slow economic growth and widespread financial imbalances. GDP increased at a rate lower than population growth, to the extent that the annual per capita income for 1989 scarcely reached levels similar to those of 1979. The drop in real income affected mainly the living conditions of the rural population, thus deepening poverty conditions.

The global fiscal and current account balance of payments deficits widened beyond the country's economical capacity, as a result of an over expansion of domestic expenditure, basically in the public sector. The expenditure excess was not possible to absorb under efficient conditions and financially on sound basis.

Early in the 1980s, the Public Sector had a significant role in the gross fixed capital formation, reading a capitalization coefficient of 10% during 1980-85. During this period a broad program of public investment was implemented. In spite of the construction of several basic infrastructure and production support works, in some cases over dimension projects were implemented, such as the Hydroelectric Project "El Cajón". During the previous decade, the Public Sector was also involved in productive activities by means of the organization and capitalization of financial institutions. The private industrial sector was benefited by this mechanism through government backed credit guarantees to obtain foreign resources. This contributed to the rapid growth of the external debt.

Due to the low level of domestic savings and the inelastic exportable supply, the real expenditure had to be financed with an increasing demand of external resources. This raised the external debt to US\$ 3.301 millions, (up to June, 1990), of which US\$ 3.010 millions belong to the public debt and US\$ 290.8 millions concern the private debt. In the future, the high level of external debt turns out to be the most serious drawback to reactivate investment and to obtain a medium term sustainable economic growth, since the external debt servicing in 1990 already represents 34.6% of exports earnings.

## 2 Recent Economic Developments

Towards the end of 1989, the Honduran economy continued to be depressed due to a weak external position and to the structural inflexibilities that hinder production and exports performances. Following are the main indicators of the 1988-1989 development.

The rate of growth of GDP decreased from 5% in 1988 to 2.1% in 1989. During this period, public investment declined to 5.1% of GDP and the rate of national savings was drastically lowered to 6%.

The fiscal and balance of payments deficits continued to broaden. The total deficit of the public sector evolved from 7.5% to 9.2%, explained to a great extent by the deterioration of the central government's finances. This deficit had to be covered mainly by domestic credit (4.9% of GDP) and by the accumulation of financial arrears.

The central government's current revenues became stagnant during 1989, reaching a level of 15.6% of GDP. The low tax burden observed in the revenue's level and structure continued to reflect the high degree of fiscal evasion and defraudation, as well as the distortion in the tax system. The decrease in the government's real revenue is due to the unsuitable tax system base, on a high tariff protection related to final consumption imports and a variety of fiscal exonerations. This tariff policy was congruent with the import-substitution model.

The current account balance of payments deficit reached 7.5% of GDP in 1989, greatly financed by the accumulation of arrears in the debt servicing (4.7% of GDP), and grants from friendly governments. The accumulated increase in debt arrears resulted in a deadlock relationship between the country and external creditors and donors, basically multilateral financial organizations, interrupting the flow of external capital resources to support the balance of payments and economic reactivation.

Production and investment were weakened due to the economic dependence on a non-diversified external market, which implies a high degree of vulnerability, linked with the difficult management of the fiscal and the balance of payments disequilibria.

The economic and social crisis, combined with the accumulated social services deficit and a high population growth, had an effect on the Honduran's living conditions, specially in the areas of health, education, food and nutrition. This has had a negative effect in the development of its greatest asset: its human resource. Such situation is made evident by the following economic and social indicators:

Based on recent surveys carried out by the World Bank to classify Honduras as an IDA country, the national per capita gross product reaches US\$ 483. Honduras is one of the poorest countries in the Western hemisphere. The socio-economical indicators are among the lowest in Latin America. Unemployment affects 350,000 people, 75% of the population lives in poverty condition (360,000 rural families) and 51% in extreme poverty. More recent surveys regarding the income per worker confirm the uneven income distribution; 40% of the poorest population receives 7.3% of total income, while 10% of the richest population receives 50% of it.

More than 60% of the economically active population scarcely has an average of 3 years of education; school desertion is estimated to be 68.5% from first to sixth grade; 31% of the homes do not have access to drinking water and 42.2% lack appropriate sewage systems; 20% of the children are born underweight and 40% of the school-age youngsters are malnourished, basically belonging to the rural area. The child mortality rate is estimated to be 64.9 of 1.000 live births.

The market price distortions generated by the import-substitution model together with financial imbalances, affected in a negative way the productive sectors, since no significant and modernizing changes were generated in the productive system which, worst, became more obsolete.

The agricultural sector which represents the main activity of the national economy, since it generates 27% of GDP, 75% of exports and employs 55% of the EAP, clearly decreased its growth rate from 4.2% in 1987 to 1.4% in 1989. At a structural level, the nation's land problems derive from a number of causes, such as: the rapid destruction of natural resources; low investment levels in key aspects of sectoral development,

mainly irrigation, flood controls, extension services training and research; limited rentability on most products, low productivity as a consequence of several factors, basically land tenure, restricted financial resources to reactivate the production and a deficient institutional organization of the public sector regarding land operations.

It must also be mentioned that industrial protection, based on subsidised food imports and price controls unfavorable to producers, did not stimulate the growth of agricultural supply. These problems will be faced with an integral reactivation program for the agricultural sector.

The forest area, which covers two-thirds of the country's territory, has also been damaged by the failure of important projects for wood utilization, bad forest administration, and a worse utilization system that, combined with the use of timber as a source of energy, resulted in a continued and intense deforestation. This seriously affects the watersheds and the preservation of the economic environment. In some areas of the country, deforestation has become more acute, as a result of damages caused by refugees coming from the Central American countries due to socio-political conflicts in the region.

The Honduran environmental analysis reveals a pronounced and rapid deterioration that limits the achievement of sustained improvements in development levels and therefore in the population's living conditions. Lower environmental quality levels result from destruction of the environmental heritage. Partially, this is the consequence of an irrational utilization of the natural resources made evident by agricultural practices that tend to exhaust the soil nutrients (over-utilization) or the use far beneath its capacity (sub-utilization).

Additionally, deforestation threatens to destroy nearly all broad-leaf forests and to severely limit pine forest produce. Moreover, there is an inadequate relationship between the population's geographical location and the availability of resources, stressed by the migrational flows to agroforestal areas.

Expected medium term capital flows reveal that the balance of payments will require special support from the International Financing Community and for external debt adjustment, because the balance of payments' gap will amount to US\$ 150-200 millions per year.

In addition to the balance of payments' support grants, the way to reduce the external gap in the short-term will be through speeding-up disbursements for projects being implemented, as well as the implementation of those new projects in advanced negotiations. Likewise, speeding-up of fast disbursement program will be extremely important: Agricultural SECAL I and II, Electrical SECAL and Social SECAL. It is also expected that the International Financing Community provides financial support to cover social emergency programs whose cost are estimated in US\$ 148 millions and environmental preservation and improvement programs whose costs mount to US\$ 100 millions. The country will also require an amount of about US\$ 10 millions to carry out pre-investment studies in several highly profitable and social benefit projects.

#### 4. The 1990-1994 Strategic Guidelines

The adjustment and stabilization policies have been designed to combat fiscal, market and financial imbalances and provide a proper framework to stimulate private investment, domestic savings and international competitiveness. However, the magnitude and depth of the economic and social imbalances demand a broader government strategy, to be carried out over a long span of time. This strategy enables, firstly, to speed-up the productive reactivation, response of private investment and re-allocation of scarce resources to the most efficient sectors. Secondly, it intends to avoid the spread and aggravation of social groups left behind. Finally, it intends to improve the human resources' conditions and quality, as an essential pre-requisite to respond to the challenges the country will have to face in the future.

Productive reactivation will be sustained by the vast resources and potentials in the fields of forestry, agriculture, mining, industry, tourism, and environment management. In these sectors, an outward oriented diversified growth will be



encouraged, based mainly on renewable natural resources, in which Honduras has in the short-term comparative advantages.

Important elements in the long-run are the fostering of technological progress as a productive factor and of greater effort in the domain and accumulation of technology - based knowledge. Encouraging technological innovation in those sectors and using the management of it as a strategic variable, are essential parts of the government's plan to improve an international competitiveness advantage. The above means the implementation of policies and measures oriented towards:

- 1) A significant increase of traditional exports, providing the use of more efficient, new technologies.
- 2) The diversification and enlargement of the non-traditional exportable supply, introducing greater degrees of productive transformation and integration.
- 3) Taking advantage of the international market opportunities derived from the opening of new markets.
- 4) The use, in program and project prioritization, of criteria defined by their social urgency and degree of contribution to modernize and introduce new technologies in all fields of the national reality.
- 5) Increasing food production, to guaranty adequate conditions of food security, by means of proper technologies according to regional productive resource availability.

These measures will be supported by the efficient and active participation of the private sector. The public sector will assume the role of a complementary management agent in the growth reactivation. At the same time, it will be an agent that anticipates changes in the international environment and encourages new actions required by national development.

To turn into reality a sustained development in the long-term, within a dynamic and competitive international context, high productivity degrees and technological quality and management will be required. This is unreachable without the proper

support to improve human resources. This means, not only to eliminate the great deficiencies in health and education suffered by a substantial part of the population, but also to train the people to be active participants in the modernizing process.

By the year 2010, the Honduran population will reach 8.7 million inhabitants and will demand, for a proper employment level, a supply of 3.7 million jobs, as a response to a productive structure different from the actual one. By that year, more than 49% of the population will reside in urban areas.

In the 1990-1994 period, the population will grow from 5.1 to 5.8 millions, with the consequent increase in the economically active population (EAP), which will demand 387,000 new jobs. The creation of jobs with greater productivity levels will demand an EAP with higher educational levels and higher technological training for those who enter the labor market, both in the rural and urban areas.

To face these requirements, a strategy that combines literacy and work training is necessary to encourage education among the illiterate population, so that people attend classrooms and training workshops, increase their productivity and improve their income generating capability. If this proves to be successful during 1990-1994, 1.0 million people will be trained and educated. The challenge is important and must be faced intelligently, using innovative techniques. Where external assistance will be useful.

### Strategic Guidelines for the Productive Sectors

Similar to the global strategic guidelines, the productive sectors' strategic guidelines encompass both adjustment and outlines to encourage technological and human resources changes. Among the most important of these, are:

#### A. Agricultural Sector

To strengthen, modernize and speed-up traditional crops by incorporating new technologies and a better management of the agricultural market, both at national and international levels.

- To liberalize the domestic and foreign basic grain trade and transfer marketing activities, actually being performed by IHMA, to the private sector.
- To encourage the greatest possible diversification in non-traditional export products, removing obstacles for their development, giving support to agricultural and commerce research of those products with greater prospects as well as shifting resources and financial instruments needed for its production.
- To strategically orient the development of infrastructure in support of productive zones, promoting the greatest possible incorporation of new areas.
- To restructure BANASUPRO's operations towards selective supply of basic food for the most needy groups.
- To speed-up the process of land documentation process and support technological modernizing efforts to increase productivity in the reformed sector.
- To encourage the adoption of suitable organic agricultural technologies to improve the production of small farmers located in vulnerable rural areas, in order to incorporate them to the market system.
- To restructure and strengthen the agricultural sector's financial system.
- To develop a refrigeration centers network as a national project, with public and private investment.

B. Forestry sector

- To modify natural resources' legislation, in order to have available an instrument congruent with the actual reality, that guarantees an equilibrium between forest development, management and preservation, and the environment.
- To reorganize and modernize the resource valorization system and its control by COHDEFOR.
- To design and establish an incentive system to encourage reforestation and forest utilization by the private sectors.

附属資料 5. 農業近代化法（抜粋）

ホンデュラス共和国

農業部門の近代化と開発のための法律

（通称：農業近代化法）

1992. 4. 6 発布

法令 NO. 31-92

天然資源省 水資源局

JICA 個別専門家

かんがい技術

増 淵 克 己

ホンデュラス公報  
(1992年4月6日)

立法府発布  
法令NO. 31-92  
国会決議

- 憲法347条により、国家は、農作物、食糧生産活動に特別な優先権を与え、促進させるための有効な政策を行う。また、生産者、消費者のために適切な価格を設定する政策を行う。
- 国家開発政策の重要部である農作物生産の近代化、国民の生活必需品の充足、特に、食糧供給の確実化を進める必要がある。
- 現在、国家の農業活動への参加は不十分で、合理性を欠いている。そのため、公共農業部門の再改革、中央、地方政府の各国家機関の活動を調整する必要がある。そのためには、民間の積極的な参加、協力も取入れ農業近代化のための政策を適切に実施する必要がある。
- 農業近代化のための最良の方法は、農業を収益性のある活動へすることである。そのため、健全かつ有用な政策を行う。これにより、土地での生産量と生産性の向上、雇用機会の拡大、地方住民の生活レベルの向上も促進される。
- 農業問題は、総括的な方法で解決されなければならない。それは、生産、商品化に関する職務サービスの必要性、融資資金源の提供、技術移転に関する各項目を検討することである。
- 順序ある正しい農業改革の実施は急務である。それは、基本的に、土地を与えられた改革対象グループの活動の強化である。しかし、同時に、農業生産に従事している土地への悪影響をもたらさないことを前提に、土地の所有を明確にする必要がある。
- 森林の合理的利用、木材の産業化、商業化を適切に行うことは、国家の基本的な役割である。

以上を考慮し、以下の法令を発布する。

(注) 憲法347条：農牧畜生産は、適切な供給と生産者、消費者のための価格調整政策の間で、ホンデュラス国民の必要な食糧品を満足させる好ましい方向でなければならない。

農業部門の近代化と開発のための法令

タイトル I  
概要と目的

## 第1章

### 概要

第1条—本法令の目的は、農業の近代化、最良で永続性のある農業部門の活動を推進するために、生産を増大させ、国内商品化と輸出、農産業の発展、新たな天然資源の選択と永続的合理的利用を推進することである。

第2条—前条の目的のため、国家は、農林生産者の十分な活動参加を進め、適切で調整のとれた政策を実施する。公共部門は、民間生産部門と調整を進め、本法の目的に沿う活動を行う。

第3条—本法の目的に沿う農業活動とは以下を示す。農業生産、牧畜、養蜂、養鶏、水産、新たな天然資源の開発、運用。

また、林業活動は、以下を示す。伐採、第1次2次産品産業、木材の商品化と運用、森林の保護、再植林、有効利用。

## 第2章

### 目的

第4条—本法の詳細な目的。

- a) 機関や企業体系に関係無く、生産者が能率的に食糧生産、他の農業生産を進めるための、適切な条件を設定する。また、土地、水、森林、動植物の保護と合理的利用を確実化する。
- b) 公共農業部門の組織、制度を強化し、合理化のための基礎を築き活動の調整と改善を進める。
- c) 確実な食糧供給、地方住民の生活状態向上のため、土地への投資、生産者への正当な報酬、地方の雇用拡大につながる適切な条件を設定する。
- c h) 農産業の発展、農産物の輸出を促進する。
- d) 主に、生産者主導で設立された機関を通じ、農産物の国内外への商品化を促進する。
- e) 国及び民間の融資機関を通じ、生産者への融資方法を改善し農業経済の拡大を進める。
- f) 生産者に技術の開発と移転を促進する。その目的のため、民間組織の発展を促す。
- g) 土地所有、及び、その手段の確実化のための条件を設定する。例えば、土

地所有者でない企業家が、土地への生産性のある投資を行えるようにする。方法は、地元土地所有者と土地賃貸契約を結ぶ方法、または、独立農民や農地改革受益者と共同出資を行う方法である。

h) 天然資源の有用と保全、環境保護、国の生態系の均衡保全のための農業活動の発展方法を指導する。

i) 前述の各目的に沿う農業活動の発展方法を指導する。

第5条—一般公共部門、特に、公共農業部門を担う機関は、前述の目的達成のための活動を進める。

## タイトル I I

### 公共農業部門の組織

#### 第1章

#### 組織

第6条—公共農業部門とは、一般及び特別地域で、農業活動、天然資源の保護と活用における権限を有する中央及び地方の国家運営機関を指す。一般または特別に、農業活動や、天然資源の保護と活用に権限を有する天然資源省とその付属機関である、国家農地改革公社、ホンジュラス農産物取引公社、国立農業開発銀行、ホンジュラスコーヒー協会、森林開発公社、その他の既存の政府機関、将来設立される政府機関は、総て、公共農業部門を構成する。

第7条—公共農業部門の活動において決定と調整と行う最上の部局は、天然資源省である。本省を通じ、国家は、農林活動発展の政策を実施する。また、権限を有する他の機関もそれを実施する。因って、政府より決定された総ての政策、方針に基づき、天然資源省は、予算計画作成、政策の実施に関する調整、監督、継続を行う。

第8条—本法の目的のため、地方公共農業部門各機関の運営委員会は、関係法令が示す構成者と共に、天然資源省の代表者により統制される。森林開発公社の運営委員会は行政府の代表者により統制され、ホンジュラス農産物取引公社の運営委員会は経済省の代表者により統制される。本法第10条に示されている農業開発理事会（C O D A）の各機関との調整、また、大統領が構成する経済内閣及び他の内閣における代表者は、天然資源省大臣である。ホンジュラス中央銀行法令第6条c) 項目の目的のため、国立農業開発銀行の代表として中央銀行の

取締役会、天然資源省の代表者、国立農業開発銀行の取締役会の代表者が統括組織となる。前述、2行の内、中央銀行の取締役会が主役で、国立農業開発銀行の代表者は、補佐役となる。

第9条—他の公共農業部門の各機関は、天然資源省が推進する同じ役目を行うことはできない。しかし、同省より指定された機関が役目を行う場合は、この限りではない。

## 第2章

### 政策の調整と実施メカニズム

第10条—CODAと略称される農業開発理事会は、公共農業部門を構成する機関の諸活動へ助言と協力を行う機関である。同理事会の組織化と運営は、関連法規基準内で行われる。

第11条—天然資源省は、農林生産者により構成される私的農業部門の代表機関に対し協力をを行う。また、国の農林政策の方針と実施を検討するため、農業開発理事会と定期的に会合を開く。

## タイトル I I I

### 農業活動

#### 第1章

##### 生産

第12条—国内消費と輸出のために、食糧生産と第1次農業資材の生産を進め国益の増進を図る。天然資源省は、公共部門の各機関との調整を図り、農業部門と他の国内経済各部門との関連も考慮し、また、自立生産者と農地改革受益グループの参加の元に、生産開発計画を推進する。

第13条—総ての、自然人、法人は、自由に土地への投資と生産活動を実施することができる。また、それは、動植物の衛生、人々の厚生、天然資源、土地、水の保全、また、税法制に関する現行法規に合うものでなければならない。そのため、天然資源省は、生産活動、資材生産、また、農産品加工を進める上での過程を設定し、また、その基準化を進める。



第14条—天然資源省は、経済省と他の公共機関との調整を図り、国内消費と輸出のために食糧品と第1次農業資材の能率的生産を促進する。本目的のため、政府は、土地での生産者を通し活動を進める各機関に対し、方針、組織部門化に関する計画を設定することができる。

第15条—総ての自然人、法人は、現行法規に沿い、種子の調査、生産、加工、商品化を実施することができる。天然資源省は、生産され商品化される種子に関し品質規格を設定し、それを適用する。

第16条—農地の有効利用、国内消費と輸出のための食糧及び第1次原料の能率的生産の確実化のため、天然資源省は、農業生産者の参加の元に、水資源局を通し、かんがい及び排水計画及びプロジェクトを遂行する。

第17条—農業生産者は、農業資材、生産に必要な第1次原料、道具、農業機械を輸入することができる。それは、衛生、関税、外貨交換、税制に関する現行法規基準内ならば事前許可を取る必要はない。独自の生産活動のための、上記の直接的輸入は、国内外企業の代理店、支店、流通法規第6条1項に制定されている輸入規制、又は、禁止事項の制約を受けない。

第18条—農業、又は、獣医用の農化学品、生化学品の輸入は、現行法規の基準に従い、天然資源省の事前許可が必要である。必要な関係手続きは、法規で定められる。

## 第 2 章

### 商品化

#### 第 1 部

##### 一般概要

第 19 条—農作物の商品化の調和を取るために、これに関する全ての活動は、天然資源省と経済省との間で、調整を図り実施する。

第 20 条—穀物を含めた全農作物は、国内外で自由に商品化されるものとする。それには、事前の許可は必要ない。ただし、関税、税、為替、動植物衛生、公衆衛生に関する現行法及び商業化を規制する国際条約には、従うものとする。

特別法により規制されている農作物は、前項の国外自由商品化より除外される。

天災、非常な品不足、不可抗力発生の時、例外的に国は、消費者利益のために価格統制処置を行うことができる。

第 21 条—国外からの贈与食料品の商品化は、国内品に相当する。現行市場価格にて、その販売量は規制される。

第 22 条—農作物の消費の推進、また経済的に厳しいグループのための農工業推進のために、国が例外的に定める助成金によって、市場価格及び農作物の生産に悪影響を与えてはならない。

第 23 条—国際市場において割当性になっている農牧産品の輸出は、能率的に行うよう生産者間でその割当てを分配する。行政府は、天然資源省、経済省を通し関係生産者組合と相談のうえ、輸出割当ての分配方法を定める特別な法規を発行するものとする。

#### 第 2 部

##### 基礎穀物の商品化

第 24 条—天然資源省は、経済省と他の公共機関と調整の上に、基礎穀物及び他の農産品の国内外の市場に関する情報の常時的提供システムを確立させる。その目的は、公衆へ、価格、需給状況に関する適確で信頼性のある情報を提供するためである。

第 25 条—天然資源省は、生産者にたいして、国の貯蔵、商品化システムを広く開放することを推進する。そのため、ホンデュラス農産物取引公社の施設、貯蔵サービスの民営化を通し、生産者の貯蔵会社の発展を推進する。

第26条—国は、品物勘定決算又は常時資金によって、基礎穀物の政策的な備蓄を確立し運用する。それにより、必要時に穀物が入手可能になる。このため、国家は、必要な貯蔵施設と資金を保存し、必要な資源を与える。

第27条—国内で生産し、消費する人々への基本的食料品の国際価格の大変動による悪影響を避けるために、その輸入を統制する価格規制システムを確立する。この調整メカニズムは、国内価格と国際価格を関連させることに基礎を置く。方法は、定期的に調整係りが決定する最高、最低価格に基づき、国際価格の変動による影響をなくすため、固定関税率に対して変動関税率を適応することにより、国内市場へ国際価格の伝達を軽減するやり方である。

このメカニズムにより、輸入国際価格が上昇傾向又は調整係りにより決められた最高価格を越えたときは、全輸入関税が下げられ、その変動が消費者の害にならないようにする。逆に、輸入国際価格が、調整係りにより決められた最低価格を下まわる時は、全輸入関税が引上げられ、国内の農場渡し価格が下落せず、不当な外からの競争で国内生産者へ害を与えないようにする。システムの運用は、法規で制定される。

第28条—共和国憲法第245条23項に則り、行政府は国会に基礎食糧品の輸入に対する適用関税率を提案する。それは、関連する国際協定も考慮する。

### 第3部 機構関連事項

第29条—本章第1、2部にある基礎穀物の商品化政策の実施のために、ホンデュラス農産物取引公社の基本的機能は運営的で調整される。中央政府より独立した運営機関という性格は維持しつつ、技術的組織へと変更される。

第30条—前条の目的のために、ホンデュラス農産物取引公社法の第2、5、6、12、19、条は以下の通り改正される。

第2条—ホンデュラス農産物取引公社は、基礎穀物の商品化に関し、農業開発理事会（CODA）を通じ、国が作成する政策を実施し、また、その実行を監督する。

第5条—以下は、公社の職務である。

(a) 国により作成された基礎穀物の価格、商品化政策実施上に発生しうる問題を発見し、その解決策を経済省と天然資源省へ提案する。

(b) 品物勘定または常時資金の運用によって、必要時入手可能となるように、基礎穀物の備蓄政策を確立し、実施する。

(c) 贈与された基礎穀物とその副産物の入手、分配、商品化に関して、公共及び民間機関との調整を行う。また、その贈与物が現市場価格で商品化されることを保証する。

(ch) 目的を達成するために助成的で必要な他の職務を行う。

第6条—職務達成のために公社は、以下のことができる。

(a) 基礎穀物の輸出価格調整係りの業務範囲を、経済省、天然資源省を通して、分析し、農業開発理事会(CODA)へ提案する。また、それを機会あるごとに報告する。

(b) 基礎穀物の輸入に対する変動適用関税表を試算し、それが行政府により、承認されたら国会へ法手続きのため提出する。

(c) 基礎穀物の国際市場価格調査をつづけ続け、CIF輸入価格を税関局へ提出する。その価格へ変動関税が適応される。

(ch) 上記職務を行うため、助成的で必要な他の職務を行う。

第12条—会社の最高指導部は、以下の人員で構成される実行委員会の統制下となる。

経済省の代表者：本代表者は委員会を統制する

天然資源省代表者：農業開発理事会(CODA)の提案により、天然資源省を通して行政府が指名した代表者。

第19条—本法に示された詳細な職務の他に、実行委員会は以下の職務を有する。

(a) 経済省と天然資源省に対し、輸入価格調整システムの適用、備蓄政策の確立と運用に関する必要処置の承認を提案する。

(b) 会社の運営のために必要な法規を承認する。

(c) 会社の業務計画、予算計画を毎年承認する。

(ch) 予算実行、資金状況に関する会社の年間運営報告書を吟味、評価、承認する。

(d) 会社の最高レベルの責任者の指名、解職を行う。

(e) 会社の目的を達成するために他の必要な職務を行う。

第31条—ホンデュラス農産物取引公社法の指導委員会に関する項目は、前条のとおり改正された公社法第12条に示されている実行委員会に関するものとする。

### 第3章 農産工業と農産物輸出の開発

第32条—国家利益のため、農産工業と農産品の輸出の開発を表明する。

国家は農産工業品の開発と商品化の過程において、生産者の参加のもとに農産工業の開発を推進する。本目的推進に必要な、公共事業、通信、陸空海軍、港設備等の調査と計画実施に関し、権限を有する国家の省と他の国家当局と民間部門と調整を行う。

前述の目的のために、国家は、開発許可をすばやく与え、農産品の輸送が能率的に行われるように、必要な処置を与える。それは又、独自の輸送手段を使える生産者の権利であり、1986年10月30日の改正法NO. 160-86の第1条と陸上交通法第31条に合致する。

第33条—いかなる自然人、法人は、衛生、関税、為替、税に関する現行法に合致していれば、事前許可なく第一次原料を含む農産品を輸出することができる。

非伝統的農産品の輸出税は、段階的、比例的に減少させ、1993年ぬ12月31日には全廃させる。

### 第4章 技術の開発と移転

第34条—天然資源省は、農業の発展と食糧供給確実化のために、生産者へ技術の開発と移転を行う公的任務を有する。

第35条—農牧科学技術局(DICTA)を組織する。同局は、直接、天然資源省の代表者により管轄され、農業部門へ農牧技術の調査と移転の計画を設定し、また、その管理と実施を推進する役割を有するものとする。また、同局は技術、資金、運営の面で独立した機関とする。更に同局は、現在の農業局、牧畜局の活動と役目を吸収する。

DICTAに吸収されない活動に関しては、民営化、廃止、あるいは、天然資源省の他の付属機関へ移転される。

上記の活動の吸収が終了した時点で、上述の2局は抹消され、組織と運営の法的効力を失う。法規で農牧科学技術局(DICTA)の機構、組織、運営がさだめられる。

第36条一農牧科学技術局は、国内既存の民間専門機関の協力に基づき、技術の開発と移転の合理化を行う。その目的のため、同局は、民間機関と会社の運営と設立を促進する。これらの民間機関と会社は、特に、牧畜、輸出用伝統的及び非伝統的作物、他の商品作物生産の発展に必要なサービスを提供する。その費用は、直接、生産者が負担する。

第37条一前述の目的のため、農牧科学技術局は、本法の効力発生後6カ月以内に、生産者に提供する技術の開発と移転サービスの民営化計画を作成する。また、その責務を担う民間機関と会社への研修計画も前述の計画へ盛り込む。その1例としては、民間機関や会社から技術の開発と移転を受けられるように、小規模生産者へ国が融資をする方法、計画の作成である。

第38条一農業技術の開発と移転における活動項目の優先順位は、農業部門の各機関との調整、生産者の積極的な参加の元に、天然資源省によって決定される。

## 第5章 貸付

第39条—国立農業開発銀行は、同銀行法と本法によって、農業における直接的融資を行うことができる唯一の国家機関である。よって、公共農業部門であるかないかによらず他の政府機関は、生産者へ融資または信用供与を行うことができない。

第40条—国立農業開発銀行の融資に対し、他の公共機関は、保証または信用供与を与えることができない。

第41条—国立農業開発銀行は、中央政府、その付属機関、市役所、公社および公共資本金が大多数を占める会社に対して、直接または間接的に融資を行うことができない。

第42条—国立農業開発銀行は、いかなる場合も公共資金を信託に使用することは出来ない。

第43条—現在、国立農業開発銀行が行っている信託に融資された公共資金の回収に関し、回収資金は中央政府によって以下のように分配される。

70%は、地方の資金力強化のため、国によって合法的に認められた農民組織へ贈与される。30%は、小規模の農牧生産者への短、中、長期融資のための資金源として、国立農業開発銀行へ分配される。

第44条—行政府は、適時適確な融資を行うため、民間の地方資金源の育成をする。特別法令により、国立農業開発銀行より、同地方資金源への資金供給方法、資金源運用組織、その機能が定められる。

第45条—国立農業開発銀行の運営委員会により、定期的に決定される最低金額による小規模生産者への貸付の契約は、単純な紙面での私契約とし、契約における税印紙を付加する必要はない。ただし、貸付者のサインを公証するか、2名の証人を立てる必要がある。本契約と国立農業開発銀行会計役発給の勘定書により、契約は効力を発生する。

第46条—国立農業開発銀行の運営を本法で決定された機能に合致させるため、同銀行法第5、7、11、12、13、17、19、21、22、30、31、37、50条を以下のように改正する。

第5条 銀行の最高運営部は、以下から構成される運営委員会である。

- (a) 天然資源省大臣：委員長である。
- (b) 大蔵省大臣
- (c) 経済省大臣
- (ch) 経済企画省大臣
- (d) 中央銀行総裁
- (e) 国立農業開発銀行総裁
- (f) 国家農地改革庁長官
- (g) ホンデュラス農牧業者連合の代表者
- (h) 国内の農民組織よりの代表者

各省大臣の補欠は、副大臣である。中央銀行、国立農業開発銀行各総裁の補欠は副総裁である。その他の構成機関の代表者と補欠は、国家の3権大統領（司法、立法、行政）によって選出され、それを各機関へ要請する。また選出された者は再選ありの任期4年である。

第7条 運営委員会の役割は、以下の通りである。

- (a) 国の現行法に則り融資基準を作成する。
- (b) 組織機構、機能、運営政策、人事政策その他の運営上良策と考えられることに関する内部法規を承認する。
- (c) 法律に基づき、年間の予算計画、業務計画、融資計画を承認する。
- (ch) 銀行総裁の提案に基づき、銀行上層部の人事の任命、解職を行う。
- (d) 支店の開設、組織化、機能を決定する。
- (e) 銀行の決算報告、各年白書を承認する。
- (f) 銀行の機能を最良に達成するため必要時に、本法が制定する委員会を発足できる。また、同委員会には必要な権限を委譲できる。
- (g) 外部者への審問会の実施を行う。例えば、銀行の目的達成のための特別調査の作成である。
- (h) 内部審問会の報告書を分析する。
- (i) 法律に基づき、銀行の運営能力を強化するために、国内外での公債発行を許可する。中央銀行及び他の国内金融機関との通常業務に関しては例外である。
- (j) 銀行の上層部の運営が本法に合致するか、又は、関係基準に合うか監督する。
- (k) 銀行の支店、国内外の事務所の開設、閉鎖を決定する。
- (l) 中央銀行によって定められた基準内で、定期的に銀行運営における利息、手数料を調整、決定する。
- (m) その他の問題を解決する。決定方法は、本法または法令に添うものとする。一般的には、銀行の最良の役割のために全ての必要な運営を行うことである。



第11条 総裁と副総裁は、行政府により任命され、任期4年で再任可能である。そして、任命後は、すべての活動を銀行業務に専念する。教育業務または職能固有の業務以外は、他の任務を行ってはならない。運営委員会が決定する給与を受けるものとする。

第12条 総裁、副総裁になる者は、出生のホンデュラス国籍を有し、徳望を有し、5年以上の経験を有する銀行業務職能者を条件とする。

第13条 以下は総裁の職務権限および機能である。

- (a) 銀行の法定代表者として業務を行う。また運営上の権限を他の行員へ委任できる。
- (b) 銀行の最良の運営のため、一般活動政策を運営委員会へ提案する。
- (c) 銀行上層部、他の信頼性を要求する部署の人事に関して、運営委員会へ提案する。
- (ch) 運営上の適確なる収益性向上のため、運営能率を監視する。
- (d) 公共部門、銀行組織、国際機関と銀行間の関係を指揮する。
- (e) 運営委員会が決定する規則、合意事項を実施する。

第17条 組織図の各部長クラスの行員は、銀行業務、融資業務の経験者とし、銀行の業務に専念する。総裁の提案に基づき、運営委員会で上記人事が決定される。

第19条 運営委員会により発足できる。  
特別委員会へ損害を与えることなく、融資提供の敏速性、能率性、適時性を確立化させるために融資委員会を発足する。

第21条 国立農業開発銀行の運営委員会が決定する政策、必要条件、有効条件に合う貸付の申請に対して、確認と決裁をすることが、融資委員会の職務である。本委員会は、運営委員会に活動結果の月例報告を行わなければならない。

第22条 融資委員会の決議は、多数権をもって承認される。しかし、委員会員より要請があったときは、委員会の決議は、運営委員会へあげられ、最終決議が行われる。

第30条 銀行が取得する資金源とその使用目的に沿って、銀行は全ての銀行業務を行うことができる。

第31条 運営委員会は、銀行業務の調整のため、詳細なる規則を制定する。

第37条 銀行の貸付条件となる、生産活動内容、融資先、期間、保証、手続きに関しては、以下の範囲内で運営委員会により制定される。

- (a) 短期融資：18ヶ月まで
- (b) 中期融資：7ヶ年まで
- (c) 長期融資：15ヶ年まで
- (ch) 銀行が貸付を行うために受入れる担保は、以前に銀行により評価されねばならない。銀行は、この評価の技術的方法およびシステムを制定する。
- (d) プロジェクト進展の性格において、技術的経済的に貸付金返却のために、ある猶予機関が必要な時は、プロジェクトの収益性によって、それが決められる。
- (e) 銀行が同一の自然人または法人に貸付を行う場合は、銀行の資本金と資本準備金の3%以下、貸付申請者の経営資産額の3倍以下、消費者物価月額指数によって変動する1991年12月時点の通貨価値で250,000レンピーラ以下の金額で行われる。ただし、農業新規プロジェクトは、例外で、銀行資本金の20%まで貸付可能である。  
新規プロジェクトの融資は、銀行の前年度支出合計の10%までとする。新規プロジェクトへの資本金は、最初の3年間のみ猶予される。
- (f) 遅滞の債務者は、遅滞状況を改善しない限り、銀行と新規業務を開始することは出来ない。
- (g) 借金返済のために資産を法的競売にかけた者、又、銀行の準備金で借金を決算した者は、銀行から新規融資を受けられない。ただし、借金を適切に返却し復活した者は例外である。

第50条 銀行のために記録された抵当に関して、銀行はその抵当所有権と競売権を30年間留保する。銀行の抵当権者としての権利の保留、記録、有効期間は30年間とする。銀行の信託融資における権利の上記期間は10年とする。

第47条 銀行の資本金は、4千万レンピーラとし、全額国家出資とする。

資本金は以下によって構成される。

- (1) 国家の貸付金の回収金
- (2) 銀行の融資業務による利益で、これは基本的に未回収貸付金への準備金として、使用される。
- (3) 本目的のために使用される他の資金源

## タイトル IV

### 会計事項

#### 第1章

#### 国立農業開発銀行の資金的復興

第48条—大蔵省は、本法発効後6ヶ月以内に、合計2億5千万レンピーラの公債を発行し、同公債は「国立農業開発銀行復興国債」と命名される。発行される国債による資金は、同銀行が中央銀行に対して有する長期の債務を精算するために使用される。同時に、国立農業開発銀行の貸付投資源を健全化させる。

上記国債は、以下の条件を有する。

- (a) 発行全額の5%を元金への年間償却とする。
- (b) 国債は、他の国債と同様な利息を生む。ただし、調整のため、利息を生む国債は選び出される可能性がある。

第49条—投資資金源によって、国立農業開発銀行が受けとる収入、例えば、担保の精算、資産の民間売却において、その50%は、本法によって承認された国債とその利息の償却のためにのみ使用される。残りは、銀行の資本金とされる。そのため、上記の収入を預金するための特別口座が開設される。

## タイトル V

### 土地 所有

#### 農牧使用地の再分配と不影響

第50条—現行法を本法の目的と達成に合致させるために、1974年12月30日発布の政令No. 170にある農地改革法の第15、34、39条を以下のとおり改正する。

第15条 農地改革庁は、不法に個人所有となっている市町村有地、国有地、共有地の復帰要求する。上記が明らかでない時、もし、国有地または共有地で3年以上土地を使用し、平和的に土地を所有し、これを上記の庁へ報告する者は、本使用地を購入する権利を有する。しかし、本使用地は200ヘクタール以上でないこと、また、本法13条が規定する例外項目に該当しないことが条件となる。

本使用地の価格及び販売条件は、本法92条によって農地改革庁によって決定される。もし、価格が一括払いでないときは、残金は本不動産への抵当権で設定することにより支払いが保証される。全てにおいて、売買が成立してから遅くとも6ヶ月以内に、所有権が与えられ、所有権記録所に記載される。もし、一つ以上の地方不動産を所有し、その面積が本条2項目の面積と同等以上になる者に対しては、本条の権利は与えられない。もし、同等以下なら、同等面積になるまで使用中の国有地または共有地の購入、所有権が与えられる。

また、農業部門の近代化と開発のための本法が発効してから、森林の合理的利用、保護に反して、農業使用のために森林を伐採した者に対しても、本条の権利は与えられない。この基準は、代理所有の形で、地方、国有地または共有地を使用している者にも適用される。農地改革庁は、森林使用維持のために、国家森林運営計画に沿って森林地で活動を行う。

第34条 共和国憲法344条の目的のため、1ヘクタール以下の全不動産は零細農地とする。農地改革庁は、段階的に零細農地をなくすための計画を作成し、実行する。そのため、本条に沿って、再グループ化、再組織化の必要のある土地は収用する。再グループ化が行われた後、本土地はより土地を使用し、最も土地で働く能力を有する者に有利になるように与えられる。また、同等の条件で、従業員を最も有する者に土地が与えられる。もし、全ての前零細農民に土地がいきわたらないときは、農地改革庁は、農民に他の方法を考えるか、必要な時は賠償する。

第39条 行政府は、天然資源省を通し、社会経済的に重要なプロジェクトや農地開発に関しては例外的に、前出25条に定められた範囲以上の土地所有者を認める事ができる。新規プロジェクトの場合、本条に該当する自然人、法人でその意志のある者は、プロジェクトの実施内容、資金調達方法を含めて、再要請書を天然資源省へ提出しなければならない。

その投資金額が、百万レンピーラ（1991年の通貨価格で、中央銀行によって公表される消費者物価各月指数によって変動する。）以上であり、国家経済に優先的に重要な資財を生産するプロジェクトや開発においては、行政府はその承認をする。

第51条—これに関連して、私有の地方農牧地の農地改革のために、以下の場合、社会的機能と調和して利用されているとは考えない。

(a) 農地改革法第25条に規定された土地範囲を越え、または、同法第39条に合致していない場合

(b) 連続18ヶ月以上の間、土地を未使用の場合。資金不足、乾燥、洪水やその他不可抗力により地主が土地を開拓できない場合は上記の期限は24ヶ月に延長される。この期間を越えると、いかなる事情でも、未使用によって土地が悪影響下に置かれる。森林地帯は、いかなる場合も未使用地とみなされない。そのため、悪影響下には置かれない。受取人に適切な理由で、農地改革の下で供与された土地が、本法が示す内容の通り未使用の時は、再供与の対象となる。再供与は、前受取人が属していた同じ組織の別の人に対して行われるのが好ましい。

第52条—本法の前条と農地改革法第25条にあてはまらない不動産及び本法に規定された貸借契約または共同出資の対象となっている不動産に関しては、農地改革庁は、同不動産に悪影響を与えないことを保証する。

第53条—国立農業開発銀行が、第三者への貸付金回収において収用した同銀行所有の農牧畜業に利用可能な地方の不動産は、本法発効後、再分配のために、優先的に農地改革庁によって収用されることができる。その条件は前もって土地の記帳代償を一括支払いするか、他の融資の方法による。

所有権記録所に同銀行の所有権が記載されてから90日以内にこの権利を農地改革庁は使うことができる。この期間を過ぎたときは、不動産の販売は金融機関法の規定に従う。

## 第 2 章 賃貸借と協同出資

第54条—所有権のはっきりとした地方の土地を、生産のために賃貸借することは、国内外市場へ農牧生産を推進するために許可される。ただし、共同経営、中核経営、小作制として知られる形態は例外であり、その定義は本法の法規で規定される。  
農牧用の国有地、共有地または農地改革によって供与された土地で、土地代金の支払いが実行されていないところで、賃貸借契約をすることはできない。

第55条—共同出資契約により農牧生産を実施することは合法である。その契約に基づき契約者は土地、資金、機械、技術、その他の資産を提供し、国内外市場向けに商品化を行う。契約者が土地を提供したときは、これにより収入を得る。

第56条 共同出資契約による業務で発生した、生産、加工、運送費等を除外し純損益は、関係者の納得のうへの割合いで分配される。共同出資契約の結果、発生した資産は契約者の合意に基づき処分される。

第57条 農地改革による受益者間で共同出資契約を行う場合、要請があれば、農地改革庁は法的職務サービスを提出することができる。

第58条 共同出資契約が商法第4条、タイトル I I の13章に合致するかどうか監督する。

### 第3章

#### 生産のための協同組合、企業その他の組織

第59条 農地改革計画実施のために、農地改革庁は、要請あれば協同組合、企業、他の国により承認された合法組織に協力する。受益者は以下の供与、組織を選択することができる。

(a) 個人用のために家族農家へ土地の小区分をあたえる。

(b) 協同組合、企業、他の合法組織に土地を供与し、与えられた組織が土地の所有者、事業主とする。このような組織は、生産企業として、そのメンバーは供与された土地を協同で開発する。そして生産、加工、農品化を進める。

(c) 出資者による協同経営のために、協同組合、企業、他の合法組織に土地の小区分を与える。及び、出資者の個人経営のために家族農家へ小区分の土地を供与する。この場合、生産事業のために合同企業を組織することができる。

第60条 協同組合、企業、他の合法組織における出資者は、事業によって発生する資産、利益を割合いによって受取る権利がある。協同組合、企業、他の合法組織において、それが事前に設立し、法人資格を有する時にのみ、土地の供与を行う。

第61条 農地改革の受益者が選択するいかなる組織においても、協同組合、企業、他の合法組織での各人の業務は、報酬を得るものとする。その報酬は事業活動が生む利益への貢献度とは無関係である。しかし、共同利益のため無報酬で行う仕事の場合は別である

第62条—農地改革法、協同組合法、他の関係法の基準が、本法の内容に合うものであれば、協同組合、企業、他の合法組織はその基準に従う。国家は、経済技術的に強化する目的で、農地改革による農産工業事業の再改革計画の実施を推進し協力する。  
農地改革法のタイトルV、第1章のみの項目の規定事項に付け加えて、国家は、農地改革の受益農民の育成のために、教育と研修計画を推進する。

第63条—農地改革実施のための通常資金に加え、農地改革受益部のために開始資本金のための資金源をつくる。同資金は、農地改革受益者が以下の条件を満たしたときに、同受益者に、運転資金として役割を果たす。個人業の場合は、土地の所有権を受取ったとき。協同事業の場合は、協同組合、企業、他の合法組織が土地の所有権をもち、その組織で個人参加権を受取ったとき。

土地の所有権を受取ってから、3年間、同開始資本金は与えられ、額は、1991年12月の通貨価値で中央銀行発行の消費者物価指数によって修正される価値で、年額2,000レピーラ以下とする。

本金額の支払いは、交際または私企業部で流通可能な証券によって行われ、資財、農機具、民間企業の技術協力費のために使用される。

本条件は、10ヘクタール以下の事業または協同組合、企業、他の合法組織の場合は出資者あたり同ヘクタール以下の事業に対して適応される。

土地所有権化計画によって所有権を受取った者は、1992年より前述の開始資金の金額を受取ることができる。法規によって本項の内容が効果的になるような必要メカニズムを規定する。

#### 第 4 章 供 与

第64条—現行法を本法の達成するところに合致させるため、農地改革法の第79、82、84、87条を以下のとおり改正する。

第79条 農地改革により土地を受取る者は、以下の条件を満たす人、農民である。

(a) 出生ホンデュラス人、男女、独身者は16歳以上、既婚者、扶養家族があるなしにかかわらず、事実上の同居者は年にかかわらない。後者の場合、要請あれば不動産の所有権は夫婦名義となる。

(b) 農業を通常業務として地方に居住する者

(c) 土地所有者でない者、所有者でも家族農家単位面積以下を所有している者

第82条 以下は土地受取人の義務である。

(a) 適切に土地を開拓する。

(b) 期限までに与えられた土地の代金割当てを支払う。技術協力や貸付をする機関との契約事項を実行する。

(c) もし、協同組合、企業、他の合法組織の出資者であるなら、個人的経済的に共通利益事業へ寄与する。

(ch) 天然資源の保護と合理的利用に関する法的基準を実行する。

第84条 土地および家族農家用地の受取人が死亡したとき又は全く労働不能になったときは、農地改革庁は土地未支払分と満期になった未支払分を赦免する。

同時に本法第95条にある抵当を解約する。この場合、土地の開拓は、主に土地受取人の配偶者または同居人に委ねられる。それが不可能なときは、本法第79条に規定された条件を有する法定後継者に委ねられる。また、死亡者または労働不能者がそのときに協同組合、企業、または他の合法的農民組織に属していたときも、組織における権利として、上記規定が適用される。

第87条 土地供与は、農地開発に適した地区が対象となる。それは、土壌の質、地形、生態系の状態を考えて土地受取者に適切な事業を通し、以下を可能とする収入を保証する適地でなければならない。

(a) 十分に家族を養う。

(b) 本法第82条 (b) の最初に規定されている義務を完行する。

(c) 家族と本人の生活状態を向上させるために、合理的な貯金ができる。

(ch) 一般的に、本法第3条の第1項目にある目的を達成する。

## 第5章 所有権設定

第65条 本法の目的に合致させるため農地改革法の第89、92、93、94、95、96、158、159条を以下の通り改正する。



- 第89条 農地改革庁によって農地改革の受益者に供与される土地の所有権確立は有償とする。それは、供与時に代償を以前に支払う必要はなく、20年間で支払い可能である。同時に供与代償額の第一抵当権が土地に設定される。
- 第92条 農地改革受益者と国有地と共有地の保有者は、供与又は販売された不動産代償を農地改革庁へ支払う。その代償は、土地台帳価格または同地区の他の類似不動産と同等価格が適用される。しかし、農地改革庁の執行部は土壌の質、その地区のインフラストラクチャー、および他の評価指標を考慮し、土地台帳価格以下で、農地改革の受益農民へ土地を販売できる。  
本法の改正第15条にあるとおり、3年以上土地を使用し、所有したことを示す、村においては、本法第15条にある期間内に、農地改革庁からその土地の所有権を無償で与えられる。
- 第93条 土地受取人は、供与から6ヶ月以内に土地の所有権が与えられる。この土地は農地改革の受益者の条件を満たしている他の人へ譲渡可能で、譲渡された人は未支払い分の代金支払い義務を負う。所有権譲渡は本法第95条にある抵当権も含めて実施される。  
農地改革受益者に供与された土地は、融資を受けるための担保となることができる。供与代金を支払いすれば、土地受取人は土地所有者としての権利が与えられる。もし、受取人がその土地または協同運営地の個人参加権を販売したときは、農地改革受益者としての資格を永久的に失う。
- 第94条 前条の所有権は、農地改革庁長官によって公証人を通さずに与えられる。所有権は書類で記載され、収入印紙税や記録税の対象とならない。  
前項のように与えられる所有権は、所有権記録所に記録されなければならない。また、改革庁発行の記録証明書は公正証書と同じ機能を有する。
- 第95条 土地受取人に所有権が与えられたら、受取人は土地で業務をし、建設物を立てることができる。しかし、農地改革庁名義で供与代償分の第一抵当権が土地に設定される。その代償の支払いが行われると同抵当権は取消される。
- 第96条 供与された土地が本法に従い競売にかけられる場合には、農地改革庁発行の証明書により、農地改革受益者としての資格を有する者に対して、優先的に入札の権利が与えられる。
- 第158条 農地改革庁は、以下の事項の記録する国家農地記録所を設立する。  
(a) 収用決議  
(b) 供与された土地の相続人リスト

- (c) 国有地、地方共有地における共同出資契約書
- (ch) 供与地所有権名義
- (d) 供与地方土地の販売と名義変更
- (e) 土地の所有権の取消し
- (f) 農地改革庁発布の土地の供与とその取消し決議
- (g) 供与形態とは別に、農地改革の個人受益者のリスト
- (h) 本法及び法規が規定する他の書類

第159条 国家農地記録所は、公共部門である。毎年、農地改革庁は前条(g)にある更新リストを公表する。

第66条 農地改革庁は、土地所有権設定計画を通して、生産活動にある国有地、共有地の使用者に対して所有権を与える。その土地の広さは、農地改革法の改正第15条に規定された範囲を越えることはできない。また、同条にある条件を満たす必要もある。同条に規定された目的のために、作付物の種類にかかわらず前項にある範囲内ならどんな大きさの土地も所有権を設定できる。本法の発行前に農地改革庁によって、悪影響を受けたり、供与された森林地帯の農地は、現行法にのって所有権が設定される。

第67条 もし、共同所有者の間で合意があり、また、事前に要請があったときは、農地改革庁は土地所有権設定計画の一部として、個人所有の土地を共通資産として設定することができる。また、要請があれば、村落名にて所有権を設定することもできる。

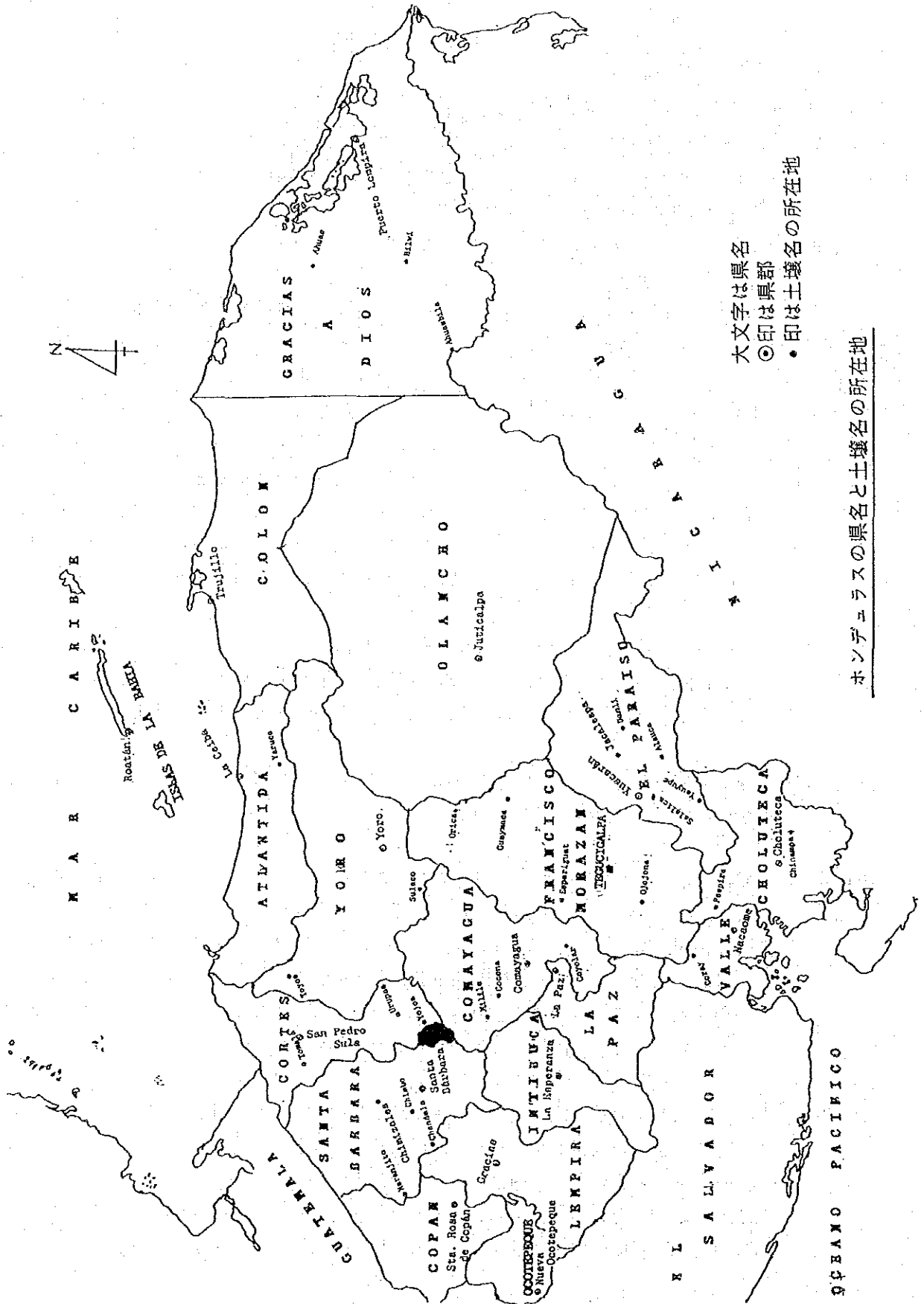
第68条 国家土地台帳作成計画は、農地改革庁と協力の基に、生産性に関する農地、土壌の評価を含めた地方土地台帳作成を進める。

第69条 国家は、土地購入の機会増大、確実に整理された土地市場を形成させるため、市場取引による地方農地の入手を安易化させる必要メカニズムの確立を推進する。このため、大蔵省は毎年、農地改革法第70条によって受けとる収入、本法関係項目と同等額、他の同じ目的のための資金源を、農地改革受益者へ融資をするための特別資金源創造のために使用する。組織の事業形態に拘らず、受益者1人当たり10ヘクタールまでの農地購入に対して融資を行う。法規によって、同資金源の機構と機能を定める。

第70条 供与地の代償を支払えば、受取者は、土地所有権を自由に利用出来る。しかし、協同組合、企業、他の合法組織が、もし、農地改革受益者資格のない第三者に100ヘクタール以上販売する場合は、売価格の20%が所有権移転税として付加される。国家は、大蔵省を通し、上記の収入の50%を地方融資資金源の対危険費に毎年あてがう。残りの50%は本法第69条にある特別資金源強化のために充てる。

(71条以下、未記)

附属資料 6. ホンデュラスの土壌分類



大文字は県名  
 ◎印は県都  
 ●印は土壌名の所在地

ホンデュラスの県名と土壌名の所在地

ホンジュラスの土壌の分類と性質

	土壌名 (略記号)	土壌の 排水性	土層の 厚さ	土壌の色 砕け易さ	粒状組成	酸性の 程度	地形傾斜	主な 植生	主な土地利用	土壌分類	主な地域
1 火山砕屑岩を母材とする土壌	CORAY (Cr)	良い	薄い	濃い黄褐色 砕け易い	ローム～ 壤土質ローム	PH=6.0 微酸性	標高600m以下 起伏波状 傾斜15～25%	牧草	トウモロコシ フリホーレス	Litosoles V	南部 Coray 盆地
	PESPIRE (Pe)		やや 厚い		壤土質粘土 ローム	PH=6.5 微酸性	標高 600m以下	牧草	トウモロコシ フリホーレス	カルシウム を含まない 土壌 IV VI	南 Paspire Choluteca
	ALAUCA (Al)	悪い	薄い	濃い灰色 砕け易い	壤土質粘土 ローム	PH=7.0 中性	傾斜 5～15%	松	放牧地 傾斜10%以下 トウモロコシ フリホーレス ソルゴ	Crumosoles VII	南部或は 西部 El Paraiso
	COCONA (Co)	良い	薄い	濃い灰色 砕け易い	砂質ローム	PH=5～ 5.5 強酸性	起伏あり 傾斜30～60%	各種の 密度の 松林	自然放牧地	Litosoles VI	Cerro Cocona Siguatepeque
	COYOLAR (Cy)	悪い	薄い	濃い黄褐色 凝縮状態 砕け易い 乾燥状態 固い	砂質ローム ～壤土質ローム	PH=6.0 微酸性	標高 600～1,200m	松	大部分放牧地 土層の厚い所： トウモロコシ フリホーレス ソルゴ	Litosoles V	Coyolar Comayagua
	OJOJONA (Oj)	良い	薄い	濃い黄褐色 砕け易い	砂質ローム ～壤土質ローム	PH=6.3 微酸性	標高600m以上 風景は絶壁 起伏急傾斜 30～50%	主体は 松、樺 の木と の共生	土層の深い所： トウモロコシ フリホーレス コーヒー その他1部分 自然放牧	Litosoles VII	南部と西部 Ojojona Francisco Morazan
	SALALICA (Sa)	良い	比較的 薄い	赤っぽい 黄褐色 砕け易い	粘質ローム ～壤土質 粘土ローム	PH=6.0 微酸性	起伏に富み 傾斜25%以上	松	農作物	石灰を含ま ない 黄褐色 IV VI	Salalica El Paraiso

	土壌名 (略記号)	土壌の 排水性	土層の 厚さ	土壌の色 砕け易さ	粒状組成	酸性の 程度	地形傾斜	主な 植生	主な土地利用	土壌分類	主な地域
1 火山砕屑岩を母材とする土壌	YAUUYUPE (Yu)	悪い	薄い	濃い灰色～ 黒い灰色 乾いた状態 硬く湿った 状態 膠質可塑性	粘土質	PH=6.3 微酸性	平原状の起伏あ り 傾斜10%	松	放牧地 (石ころが多い) 耕起困難	Crumosoles V	Yauyupe El Paraiso
	URUPAS (Ur)	適度	比較的 薄い	濃い黄褐色 砕け易い	壤土質ローム ～壤土質 粘土ローム	PH=6.9 微酸性	標高100～800m 比較的起伏に富 む 傾斜30%以下	牧草と 雑草に 覆われ ている	トウモロコシ フリホーレス 植 コーヒー	カルシウム を含まない 黄褐色 IIIとIV	Yojoa 湖の 北東部 Yojoa 土壌と 併存
	CHIMIZALES (Chz)	良い	厚い	濃い黄褐色 砕け易い	壤土質ローム	PH=6.0 微酸性	標高 800～1200m 起伏に富み 傾斜50%	松と 広葉樹	コーヒー 牧草 農作物	赤黄鉄の Podzolics IVとVII	Trinidad Santa Barbara
	MILILE (Mi)	良い	厚い 30cm 以下	濃い黄褐色 砕け易い	壤土質ローム 有機物を含む	PH=6.0 微酸性	起伏に富み 傾斜30%以下	松林と 広葉樹 の混合 林、密 な雑木 林	トウモロコシ 牧草、林檎、桃、 木いちご、野ぼ らいちご、ジャ がいも、小麦	Andosoles IIとVII	山岳の高い 頂上気温低く常 に曇天 Siguatepeque の西部
	YOJOA (Yo)	良い	厚い 50cm 以下	濃い黄褐色 ～濃い赤色 砕け易い	壤土質ローム ～壤土質粘土 ローム	PH=5 強酸性	標高600～800m 起伏に富み 傾斜20%以下	松林 牧草	トウモロコシ フリホーレス キャッサバ コーヒー	Andosoles IIIとVI	ヨホア湖の東
	JACALEAPA (Ja)	良い	薄い 15cm 以下	濃い黄褐色 砕け易い	Orica 土壌と併 存 砂質ローム ～壤土質ローム	PH=5 強酸性	起伏に富み 急傾斜 傾斜20～40%	松、樺 一部に 楓		Litosoles VII	Orica と併存 Jacaleapa El Paraiso
	CRICA (Cr)	非常に 良い	薄い	砕け易い	砂質ローム	PH=4.5 ごく 強酸性	起伏で急傾斜 傾斜60%	松が散 在 雑草と 自然牧 草		Litosoles VII	Orica Francisco Morazan

	土 壤 名 (略記号)	土壌の 排水性	土層の 厚 さ	土壌の色 砕け易さ	粒 度 組 成	酸 性 の 程 度	地 形 傾 斜	主 な 植 生	主 な 土 地 利 用	土 地 分 類	主 な 地 域
II 干熱気候による生成 亜熱帯気候による生成	CHIINAMPA (Chn)	非常に 良い	厚い 25cm 以下	濃い黄褐色 砕け易い	非常に細粒 砂質ローム ～粘土質 ローム砂土	PH=6.0 微酸性	起伏に富み 急傾斜 20～40%	松、檉 楓	コーヒー トウモロコシ フリホーレス	赤黄色の Podzo- licos IV、VII	Choluteca El Paraiso
	DANLI (Da)	良い	15cm 以下	濃い黄褐色 砕け易い	壤土質ローム	PH=6.0 微酸性	起伏に富み 急傾斜 40%以下	松と 広葉樹	ある所は牧草 又は農作物	赤黄色の Podzoli- cos IVとVII	Danli El Paraiso
	GUAYMACA (Gu)	非常に 良い	5cm 以下	灰色がかつ た 黄褐色	砂利を含んだ 粘土質ローム	PH=6.0 微酸性	起伏に富み 急傾斜 40%以下	松林と 自然牧 草		赤黄色の Podzo- ricos VII	Guaymaca Francisco Morazan
	TOMALA (Ta)	非常に 良い	20cm 以下	黄色っぽい 黄褐色 砕け易い	壤土質ローム	PH=5.0 強酸性	標高1200m 斜面 急傾斜60%以下	熱帯性 の湿性 植物・ 多雨地 帯の大 森林	トウモロコシ コーヒー フリホーレス キャツツバ	Latisoles IVとVII	Cortes 基の 北西部
	TOYOS (To)	良い	25cm 以下	黄色っぽい 黄褐色 砕け易い	壤土質ローム ～壤土質 粘土ローム	PH=5.0 強酸性	標高500m 以下 起伏に富み 傾斜20～40%	多雨地 帯の大 森林	トウモロコシ フリホーレス アフリカヤシ パイナップル	Latisoles IVとVII	El Progreso Yoro 北東部
	YARUCA (Ya)	非常に 良い	15cm 以下	濃い赤っぽ い色 砕け易い	粘土質ローム ～壤土質 粘土ローム	PH=7.0 中性	標高0～1000m 起伏に富み 急傾斜60%	雑木林 つる植 物 多雨地 帯の大 森林	トウモロコシ フリホーレス	Litosoles VII	Ceiba の南部 Atlantida
III	CHANDALA (Cha)	非常に 良い	薄い		砂質ローム ～粘土質ローム		起伏に富み 急傾斜 50%以上	枝葉の 茂った 木、松、 自然牧 草	トウモロコシ フリホーレス	Rendzinas IV、VII	Santa Barbara の Nispero の 北東部

	土 壤 名 (略記号)	土壌の 排水性	土層の 厚 さ	土壌の色 砕け易さ	粒 度 組 成	酸 性 の 程 度	地 形 傾 斜	主 な 植 生	主 な 土 地 利 用	土 地 分 類	主 な 地 域
III 水成岩を母材とする土壌	CHIMBRO (Chi)	非常に 良い	25cm まで	赤っぽい 黄褐色 砕け易い	壤土質ローム ～砂質ローム	PH=6.0 微酸性	起伏に富み 傾斜40%以上		トウモロコシ フリホーレス	Litosoles IV、VI	Santa Barbara の San Nicolas の北東部
	ESPARIGUAT (Es)	非常に 良い	20cm まで	赤っぽい 黄褐色	砂礫層を含んだ 砂質ローム	PH=6.0 微酸性	起伏に富み 急傾斜60%以上 しばしば絶壁	松、檉 に覆わ れている		Litosoles VII	Tegucigalpa の南西部
	SULACO (SU)	非常に 良い	30cm まで	濃い黄褐色	粘土	PH=7.0 中性	起伏に富み 急傾斜60%以上 岩の露出と絶壁	枝葉の 茂った 木 檉の木 が散在	トウモロコシ フリホーレス	Rendzinas IV、VII	Sulaco Yoro
	NARANJITO (Na)	非常に 良い	20cm 以下	濃い黄褐色 砕け易い	壤土質ローム ～壤土質 粘土ローム	PH=6.0 微酸性	起伏に富み 急傾斜50%以下	枝葉の 茂った 木と松	コーヒー 農作物	赤黄色 Podzolicos IV、VII	Naranjito Santa Barbara
IV 沖積による土壌 MOSQUITIA	BILWI (Bw)	非常に 良い	15cm 以下	灰色	礫が多い 粗砂ローム	PH=5.0 強酸性	起伏に富み 傾斜30%以下	松		赤色 Latisoles VII	Musquitia の 西部と南部 降雨が多い
	AHUASBLA (Au)	非常に 良い	20cm 以下	濃い黄褐色 砕け易い	石ころだらけ 壤土質粘土	PH=4.5 強酸性	起伏に富み 傾斜25%以下	広葉樹 つる植 物落木 Caoba		赤っぽい Latisoles VII	"
	SILMACIA (Si)	非常に 良い	15cm 以下	黄褐色 砕け易い	壤土質ローム ～壤土質 粘土ローム	PH=5 強酸性	標高150m 以下 平坦	散在す る松 雑草	適作なし	赤色 Latisoles V	"
	AHUAS (Ah)	非常に 良い	15cm 以下	濃い灰色が かった色 砕け易い	壤土質ローム	PH=5 強酸性	標高150m 以下 平坦 傾斜3%以下	松と 牧草	適作なし	赤黄色 Podzolicos V	"
	SISIS (Ss)	悪い	25cm 以下	非常に濃い 灰色 砕け易い	砂質ローム ～壤土質ローム	PH=5 強酸性	標高150m 以下 平坦 傾斜2%以下	草木植 物かや つり草	牧草	Semi- pentanosas V	"

利用可能性による土地分類の基礎から見たホンジュラス土壌分類の概要

土壌分類		一般的な性質
(農地土壌)		
クラス I	沖積土壌で透水性良く組成がやや細かいもの。西加勒比海、Choluteca 川、Nacaome、Goascoran、北部の湖沼平野地	石れきのない平原、農地安全システムなしで耕作可能、農業機械の使用可能。
クラス II	沖積土壌で透水性良く、組成組成が粗なもの。Sula 盆地の大西洋沿岸と San Pedro Sula 北部	起伏がややある地形、農地安全として排水溝、排水水の排水などの単一の管理を行えば僅かに栽培可能。
クラス III	Urupas, Milite, Yojoa 土壌	やや傾斜があり、更に複雑な農地安全を行う必要がある。テラス、等高線排水の組合せ、等高線栽培など。
(農地として不適当な土壌)		
クラス IV	Pespire, Alauca, Salalica, Chimizales, Chinampa, Dandi, Tomala, Toyes, Chandaia, Chimbo, Sulaco, と Naranjito 土壌	農地としての利用に際すがある。コーヒーの木が保護に利用される。作物の選択が厳格される。耕には用心が必要。
クラス V	Coyolar, Yaoyupe, Simacia, Ahuns と Sisin 土壌	耕には適さない。輪灌栽培あるいは林地に選。
クラス VI	Coray, Pespire と Salalica 土壌	農地に適さない。輪灌栽培あるいは林地として利用。
クラス VII	Alauca, Cocona, Coyolar, Ojoona Urupas, Chimizales, Milite, Yojoa Jacuteapa, Orca, Chinampa, Dandi Guaymaca, Tomala, Toyes, Yaruca, Chandaia, Chimbo, Espanguat, Suaco, Bliwi, Naranjito, と Ahuasbilla の土壌	制限的に放牧に利用、また林地としても選択的に利用。
クラス VIII	沼、排水溝、マングローブ、蘆荻等。	経済的に農耕に価値のない土壌。固定公認時として保護すべきである。

異なる組成の砂シルト粘土の比率

砂	シルト	粘土
52%以下	28~50%	7~27%
43~52%	50%以下	7%以下
20~45%	15%以上	27~40%
23~38%	50%以上	12~27%
45%以下	40%以下	40%以下

IV 沖積土壌	土壌名 (略記号)	土壌の排水性	土層の厚さ	土壌の色 除け易さ	粒組成	酸性の程度	地形傾斜	主な植生	主な土地利用	土地分類	主な地域
IV 沖積土壌	排水性良 粒組成粗 (AG)	良い			粗い砂質ローム				果樹的な作物 トウモロコシ パナナ、柑橘類 牧草	II	San Pedro Sula 西部 Omoa 西部
	排水性良 粒組成細 (AF)	良い			細かい砂質ローム			トウモロコシ フリホーレス 綿、パナナ サトウキビ	I	Choluteca Nacaome Goascoran の川沿い	
	排水性悪 粒組成細 (AM)	悪い			砂質ローム			牧草 トウモロコシ フリホーレス パナナ アフリカヤシ カカオ ゴム	II	San Pedro Sula Aguan 川 Lean 川 Tinto 川 Patuca 川 Segovia 川 Choluteca 川	
非IV 沖積土壌	盆地沖積土 (SV)									I と II	主要農業地帯
	海岸砂 (Ap)									VII	農耕に不適
	沼沢地 (PM)									VII	農耕に不適











JICA

